3　小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長三十センチメートル以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

4　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十九年五月一日から平成三十年四月三十日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第五十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

平成二十九年二月十五日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　橋本　明彦

1　指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条第一項に規定する有明海において、平成二十九年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

九州運輸局最低賃金公示第１号

九州地方交通審議会から九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）、九州漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第７号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に九州運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号812－0013福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号」あて提出されたい。

平成29年３月２日

九州運輸局長　佐々木　良

九州地方交通審議会の意見（要旨）

１．九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「245,150円」を「246,150円」に、ただし書の職員「228,700円」を「229,700円」に、はしけ長「245,150円」を「246,150円」に、部員「186,550円」を「187,550円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「177,250円」を「178,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．九州海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「240,100円」を「241,300円」に、部員「172,110円」を「173,310円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．九州漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「180,200円」を「180,500円」に改正することが適当である。

４．九州漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「186,500円」を「190,000円」に、大分県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員の最低賃金額「173,050円」を「174,000円」にそれぞれ改正することが適当である。

公　告

諸　事　項

工場財団

兵庫県たつの市龍野町大道566番地**西日本衛材株式会社**の工場財団に兵庫県たつの市龍野町大道566番地西日本衛材株式会社本社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年３月２日

神戸地方法務局龍野支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成29年２月20日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年３月２日

横浜地方法務局長　松尾　泰三

記

氏名　堀内　信大

所属する司法書士会　神奈川県司法書士会

登録番号　神奈川第1621号

事務所の所在地　横浜市港北区菊名三丁目15番35号港北第２ビルＢ－７

違反行為　司法書士法第３条第１項第７号違反等

公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

平成29年３月２日　　法　務　省

1　公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間

(1)　受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間

平成29年３月７日（火）午前８時30分から同月21日（火）午後５時15分まで

(2)　受付法務局における公証人採用申込願書受付期間

平成29年３月14日（火）から同月21日（火）まで（土、日及び休日を除く。）の午前８時30分から午後零時まで及び午後１時から午後５時15分まで

2　受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日
東京法務局	本局管内　新宿区	１人	平成29年８月１日
	本局管内　中央区	１人	平成29年８月１日
	本局管内　足立区	１人	平成29年８月１日
	本局管内　中野区	１人	平成29年８月２日
	本局管内　豊島区	１人	平成29年10月16日
	本局管内　港区	１人	平成29年８月９日
	府中支局管内　府中市	１人	平成29年10月３日
横浜地方法務局	本局管内　横浜市中区	１人	平成29年８月１日
さいたま地方法務局	本局管内　さいたま市浦和区	１人	平成29年８月１日
	本局管内　川口市	１人	平成29年８月２日
千葉地方法務局	本局管内　市川市	１人	平成29年８月２日
宇都宮地方法務局	本局管内　宇都宮市	１人	平成29年８月１日
前橋地方法務局	本局管内　前橋市	１人	平成29年８月１日
静岡地方法務局	本局管内　静岡市葵区	１人	平成29年８月29日